

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月1日

香川県公安委員会委員長 横 井 久 子

香川県公安委員会規則第15号

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成12年香川県公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>(申請書の添付書類の様式) 第7条 施行規則第11条第1項第16号に規定する証明書は、別記様式第5号の銃砲刀剣類所持証明書のとおりとする。</p> | <p>(申請書の添付書類の様式) 第7条 施行規則第11条第1項第15号に規定する証明書は、別記様式第5号の銃砲刀剣類所持証明書のとおりとする。</p> |

附 則

この規則は、公布の日から施行する。